

音楽療法士の国家資格制度の創設等を求める意見書

音楽は直接、人間の心身に働きかけ、高齢者や病人あるいは心身障害者・児等の健康や心の豊かさなど心身の活性化に大きな効果を与えることが知られている。音楽療法はこうした音楽の力を活用して、対象者の心身機能の回復や賦活あるいは健康の維持を図ろうとするものである。

音楽療法については、すでに米国、英国、ドイツ、カナダ及びオーストラリアなどの欧米においては、早くから実施され、特に米国においては 1991 年に高齢者法のなかに音楽療法が位置づけられ、高齢者や心身障害者等の国民の健康回復や維持に大きな力を発揮している。

わが国においては、奈良市や岐阜県等において、先駆的試みが行われるなかでその効果が確認され、徐々に地域から全国各地へと、音楽療法に対するニーズが大きな高まりを見せている。しかしながら、わが国において、民間団体によって音楽療法の研究と実践が行われているものの、それに対する公的な認知がなされていないために、音楽療法が不可欠とされている重度障害者・児施設や高齢者施設等においてさえも、その普及が遅れている現状にある。

特に音楽療法は、医療や福祉等のチーム医療の中でその効果を発揮されているとされており、高齢者や心身障害者等に対する有力な医療方法として導入される必要があり、そのためには、「音楽療法士」の国家資格化を実現するとともに、医療保険や介護保険への適用などの措置を講ずる必要がある。

よって、本市議会は、政府に対し、以下の施策の早急なる確立を求めるものである。

記

- 1 音楽療法士国家資格制度を創設し、音楽療法士の養成を図ること。
- 2 音楽療法に対する健康保険及び介護保険の適用を図ること。
- 3 平成 13 年度予算において、民間や地方自治体による音楽療法の調査研究や普及に対する国の補助制度を確立すること。
- 4 高齢者施設や障害者・児等の医療・福祉施設等における音楽療法導入に対する補助を行うこと。

上記、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 12 年 12 月 21 日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男